入　札　説　明　書

国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業（以下、「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書（添付資料を含む。以下「本入札説明書」という。）によるものとする。

本入札説明書は、令和元年６月 27 日に公表した「国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業実施方針」（別紙を含む。以下「実施方針」という。）並びに実施方針に対する質問又は意見等、及び回答（以下「実施方針等」という。）を反映したものである。なお、本入札説明書と実施方針等に相違がある場合には、本入札説明書の規定内容が優先する。

また、本入札説明書に記載がない事項については、本入札説明書に対する質問・回答によるので、応募者は、これらを踏まえ、入札等に必要な手続きを行うこと。

なお、落札者の決定にあたっては、総合評価落札方式（会計法（昭和 22 年法律第 35 条）第 29 条の６第２項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 91 条第２項）を採用する予定であるが、当該方式については財務大臣との協議が成立することを前提としており、成立しなかった場合は入札手続きを取り止めることがある。

１．公告日　　令和元年 9 月 20 日

２．契約担当官等

支出負担行為担当官　関東地方整備局長　石原　康弘

埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

３．事業概要

(１) 事業名称

国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業

(２) 事業の対象となる公共施設等の種類

①　電線共同溝（道路法第２条第２項の７に定める電線共同溝（道路附属物））

②　道路（車道、歩道、水路等）

③　道路附属物（道路照明、道路標識等）

（３）事業場所

自）神奈川県中郡大磯町東小磯地先

至）神奈川県中郡大磯町西小磯地先

（４）特定事業の概要

①　事業概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「ＰＦＩ法」という。）第７条に基づき選定された事業として、開札の結果、落札者とされた者が、落札者の提案に基づき、いわゆるＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式により、電線共同溝（管路部・特殊部・横断部）、車道、歩道、道路附属物（以下「本施設」という。）の調査・設計、工事、工事監理及び維持管理を包括的に実施するものである。

②　特定事業の業務内容

特定事業として民間事業者が実施する業務は、以下のとおりである。

ア　調査・設計業務

a　測量・調査業務

b　詳細設計業務

c　調整マネジメント業務（設計段階）

イ　工事業務

a　整備工事業務

※　電線の入線工事及び既存電柱・電線の撤去・移設は業務に含まない。

b　整備施設の所有権移転業務

c　調整マネジメント業務（工事段階）

ウ　工事監理業務

エ　維持管理業務

a　点検業務

b　補修業務

c　調整マネジメント業務（維持管理段階）

③　特定事業の対象範囲

特定事業の対象となる範囲は、「要求水準書」（添付２）別紙１「事業対象区域図」、別紙２「ア　調査・設計業務・イ　工事業務・ウ　工事監理業務・エ　維持管理業務の対象範囲」及び次表のとおりである。

対象／区分	上り線				下り線				
	電線共同溝（管路部，特殊部）	歩道	道路附属物（道路照明，道路標識）	車道	電線共同溝（横断部）	車道	道路附属物（道路照明，道路標識）	歩道	電線共同溝（管路部，特殊部）
調査・設計業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工事監理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
維持管理業務	○	○	－	○	○	○	－	○	○

○：特定事業が対象とする項目。

なお、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管を含み、連系設備は含まない。

維持管理業務のうち、車道と歩道は舗装の補修のみを行うこととする。

(５) 事業方式及び権利関係

本事業は、以下に示す事業方式（ＢＴＯ（Build, Transfer and Operate）方式）で実施する。

特定事業を実施する民間事業者は、事業対象区域において、本施設の整備を行い、整備完了後に本施設の所有権を国に移転する。その後、民間事業者は、事業期間が満了するまで、維持管理対象施設の維持管理業務を実施する。

なお、既存ストック（占用者が所有する管路・マンホール（電力、通信）等の既存施設（以下「既存ストック」という。））を活用する提案が選定された場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占用者から所有権を取得する予定である。

(６) 提供される業務要求水準

「要求水準書」（添付２）によるものとする。

(7) 事業期間等

① 事業期間

本事業の事業期間は、関東地方整備局と特定事業を実施する民間事業者との間で締結する本事業の実施に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結日から令和 17 年３月 31 日までの約 16 年間を予定する。

② 事業スケジュールは次のとおりである。

日程	実施事項
令和元年9月20日	入札公告
令和元年9月20日	入札説明書等の交付
令和元年9月20日～令和元年9月26日	入札説明書等に関する質問の受付期間（第１回）
令和元年10月4日	入札説明書等に関する質問回答の公表（第１回）
令和元年10月16日	入札参加表明及び第一次審査提出書類の受付
令和元年11月8日	競争参加資格審査結果通知
令和元年11月11日～令和元年12月2日	入札説明書等に関する質問の受付期間（第２回）
令和元年12月9日	入札説明書等に関する質問回答の公表（第２回）
令和元年12月17日	第二次審査提出書類の提出期限（入札書を含む）
令和２年1月31日	開札、落札者の決定

４．応募者の参加資格要件

(１) 応募者の構成

① 応募者は、３．（４）②に掲げる業務を実施することを予定する単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であること。

② 応募グループの場合は、構成される企業（以下「構成員」という。）の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。なお、応募企業の場合は代表企業を兼ねるものとする。

③ 応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下、「ＳＰＣ」という。））を設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のア及びイの要件を全て満たす場合をいう。

ア　会計決算報告において、直近３期が債務超過でないこと。

イ　会計決算報告において、経常収支が３期連続で赤字でないこと。

ただし、ＳＰＣを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、添付８に示す国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業協同企業体協定書（甲）を締結するものとする。

④ 上記③のＳＰＣの設立において、代表企業及び構成員はＳＰＣに出資すること。また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア　代表企業及び構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ関東地方整備局の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑤ ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。

⑥ 応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、３．（４）②に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。また、３．（４）②に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦ 代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提

出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、関東地方整備局と協議するものとし、関東地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。

⑧　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑨　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑩　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

a　子会社等(会社法（平成17年法律第86条）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。（ｂにおいて同じ。)）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。（ｂにおいて同じ。)）の関係にある場合

b　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ａについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第２条第７項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（イ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ロ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（ハ）会社法第２条第15条に規定する社外取締役

（ニ）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ロ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ハ）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を

除く。）

ニ）組合の理事

ホ）その他業務を執行する者であって、イ）からニ）までに掲げる者に準ずる者

b　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

c　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

（２）応募者共通の参加資格要件

応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② ＰＦＩ法（平成11年法律第117号）第９条の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間に、関東地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥ 関東地方整備局が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦ 関東地方整備局が設置した国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係において関連のある者」とは、４．（１）．⑩に同じ。

（３）設計企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、３．（４）②アに掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務※の実績を有する者若しくは４．（４）に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

※　事業監理業務とは、国、特殊法人等[注1]、地方公共団体[注2]、地方公社[注3]又は大規模な土木工事を行う公益民間企業[注4]が発注した業務で、工事発注までに必要となる測量・調査・設計業務等に対する指導・調整、地元及び建設行政機関等との協議、事業監理等の業務を行うマネジメント業務。

①　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　次のいずれかの実績（設計共同体[注5]としての実績は、分担業務としての実績について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人[注6]又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年４月１日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ア　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

イ　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

（注1）　特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、新関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、中間貯蔵･環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、学校法人沖縄科学技術大学院大学学園、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立

行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者安全福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第２条及び第３条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

（注2）　地方公共団体とは地方自治法第１条の３に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

（注3）　地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

（注4）　大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

（注5）　設計共同体の構成員としての実績は、設計共同体に係る協定書に記載された分担業務としての実績に限るものとする。

（注6）　公益法人とは、次のものをいう。

一　公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二　旧民法第 34 条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成 20 年 12 月 1 日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア　次に掲げるいずれかの資格を有すること。

a　技術士（総合技術監理部門：建設－道路、建設部門：道路）

b　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）

c　土木学会認定技術者（特別上級土木、上級土木、１級土木）（設計）

イ　次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年４月１日以降公示日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直

接請け負った者として実施した業務）とする。

a　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

b　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

④　上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

（４）工事企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、３．（４）②イに掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は４．（３）に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。

既存ストックを活用する工事を行う者は、次の④の要件を満たさなければならない。ただし、既存ストックを活用しない提案を行う場合はこの限りではない。

①　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうちアスファルト舗装工事の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　平成16年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。また、乙型ＪＶまたは異工種ＪＶの同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず協定書による分担工事においての実績のみ同種工事の実績として認める。

ア　供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化工事を施工した実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

③　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該事業の整備工事業務に専任で配置できること。ただし、契約締結の日の翌日から整備工事業務の着手までの間は配置予定技術者の配置を要しない。

複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に揚げる基準を満たしていること。

ア　主任技術者は、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりであ

る。

a　１級建設機械施工技士の資格を有する者

b　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

c　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

d　整備工事業務の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

e　１級建設機械施工技士の資格を有する者

f　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

g　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ　平成16年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事（上記②に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、乙型ＪＶまたは異工種ＪＶの同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の実績として認める。）。

なお、当該経験が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定の主任（監理）技術者が上記の工事経験を有していればよい。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

エ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。なお、恒常的な雇用関係とは、一次審査資料提出時の日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

オ　配置予定技術者は、建設業法第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者でないこと。

カ　上記アからオまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加出来ないことがある。

④　既存ストックを活用する工事を行う者は、以下のア及びイの条件を満足していること。

ア　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち通信設備工事の認定を受けていること。

イ　既存ストック所有者発注の業務委託に係る受注実績がある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

(5) 工事監理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、３．（４）②ウに掲げる工事監理業務を実施する者（以下「工事監理企業」という。）は、次の要件を満たさなければならない。

①　平成21年４月１日以降に同種工事（４．（４）②で掲げる工事）の工事監督を支援、または、自ら工事監督を行った実績を有すること。

(6) 維持管理企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、３．（４）②エに掲げる維持管理業務を実施する者（以下「維持管理企業」という。）は、次の①及び②の要件を満たさなければならない。ただし、点検業務のみを実施する者は次の①の要件を満たせば良いものとし、補修業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせば良いものとする。また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者はこの限りでなく、４．（２）に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　関東地方整備局における平成31・32年度一般競争（指名競争）参加資格のうち維持修繕工事又はアスファルト舗装工事の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

(7) その他企業の参加資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、３．（４）②に掲げる業務以外を実施する企業の参加資格要件は、４．（２）に掲げる応募者共通の参加資格要件による。

５．担当部局

国土交通省　関東地方整備局　総務部契約課　契約第一係

住所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

電話：０４８－６００－１３２７　内線２５２６

FAX ：０４８－６００－１３７０

Mail： ktr-ichikei@gxb.mlit.go.jp

なお、入札説明書等の内容について電話での直接回答は行わない。

６．競争参加資格の審査等（第一次審査）

（１） 応募者は、本件入札に参加することを表明し、４.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、入札参加表明の提出書類及び第一次審査提出書類（以下「参加表明書等」という。）を提出し、競争参加資格の有無について関東地方整備局の審査を受けなければならない。入札参加表明の提出書類において、４．（３）①、（４）①又は（６）①及び②の認定等を受けていない企業を含む者においても、次に従い参加表明書等を提出することができる。この場合において、４．（２）①から⑧までに掲げる要件を満たしており、かつ、４．（３）①、（４）①又は（６）①及び②の認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ４．（３）②から④まで、（４）②から④まで又は（５）①に掲げる要件を満たしているときは開札の時において上記企業が４．（３）①、（４）①並びに（６）①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において上記の企業がこれらの要件を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

① 提出期間：令和元年９月 20 日（金）から令和元年 10 月 16 日（水）まで。
土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日、午前９時 15 分から午後５時 00 分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

② 提出場所：５．に同じ

③ 提出方法：持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

（２） 提出書類は、別添「国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業 様式集及び記載要領」（以下「様式集」という。）（添付９）に従い作成すること。

（３） ４．（３）②及び③の設計の実績、４．（４）②及び③の工事の実績、４．（５）①の工事監理の実績について確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。

（４） 競争参加資格の審査は、参加表明書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和元年 11 月 8 日（金）までに通知する。

（５） 競争参加資格審査後は、代表企業、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じ、構成員又は協力企業を入札書及び第二次審査資料提出日までに変更又は追加しようとする者にあっては、関東地方整備局と事前協議を行い、関東地方整備局の承諾を得るとともに、変更又は追加後において４．に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合（当該変更又は追加しようとする企業が、４．（３）①、（４）①又は（６）①及び②の認定等を受けていない企業（当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。）である場合は、当該企業が、４．（２）①から⑧までに掲げる要件を満たしており、かつ、４．（３）①、（４）①又は（６）①及び②の認定等を受けていない企業にあっては、それぞれ４．（３）②から④まで、（４）②から④まで又は（５）①に掲げる要件を満たしているときは開札の時において上記企業が４．（３）①、（４）①並びに（６）①及び②に掲げる要件を満たしていることを条件とする。）に限り、構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。

なお、この場合においては、速やかに構成員等変更届を「様式集」（添付９）に定めるところに従い提出すること。

（６） その他

① 参加表明書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された参加表明書等を、競争参加資格の確認以外に応募者に無断で使用しない。

③ 提出された参加表明書等は、落札者決定後、落札者以外の応募者から提出されたものについては返却する。

④ （５）ただし書きに該当する場合を除き、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び再提出は認めない。したがって、応募者は、「様式集」（添付９）を熟読し、脱漏・不備等が無いよう特段の注意を払い、参加表明書等を作成すること。

⑤ 参加表明書等に関する問い合わせ先 ５．に同じ。

７．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１） 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和元年 11 月 19 日（火）

② 提出場所：５．に同じ。

③ 提出方法：持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

（２） 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和元年 11 月 29 日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

８．本入札説明書に対する質問

（１） 本入札説明書に対する質問（実施方針等に記載があって本入札説明書に記載がない事項に関する質問を含む。）がある場合には、「様式集」（添付９）に従い質問書を提出すること。

【第一回受付】

① 提出期間：令和元年９月 20 日（金）から令和元年９月 26 日（木）までの休日を除く毎日午前９時 15 分から午後５時 00 分まで。

② 提出場所：５．に同じ

③ 提出方法：電子メールの添付ファイルとして５．の問合せ先に送信し、電話により着信を確認すること。

【第二回受付】

① 提出期間：令和元年 11 月 11 日（月）から令和元年 12 月２日（月）までの休日を除く毎日午前９時 15 分から午後５時 00 分まで。

② 提出場所：５．に同じ

③ 提出方法：【第一回受付】に同じ

（２） （１）の質問に対する回答書は、次のとおり関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜な方法により公表する（http://www.ktr.mlit.go.jp/）。なお、公平性及び透明性を確保するため、電話等での直接回答は行わない。

【第一回回答】

回答予定日：令和元年 10 月４日（金）

【第二回回答】

回答予定日：令和元年 12 月９日（月）

９．第二次審査提出書類の提出（入札書を含む）

競争参加資格有りの通知を受けた応募者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び本事業に関する提案書等の第二次審査提出書類を提出すること。

（１） 第二次審査提出書類は、「様式集」（添付９）に定めるところに従い作成すること。

（２） 第二次審査提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

（３） 第二次審査提出書類提出後は、第二次審査提出書類の変更はできない。

（４） 第二次審査提出書類に関する問い合わせ先は５．に同じ。

以下の提出日時に第二次審査提出書類を提出しない者は本競争に参加することができない。

（５） 提出日時：令和元年 12 月 17 日（火）正午までとする。

提出場所：５．に同じ

提出方法：持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

１０． 入札方法等

(1) 入札方法

① 入札参加者は、入札説明書及び入札説明書に対する質問・回答を確認のうえ、入札書を提出すること。

② 入札書は持参するものとし、郵送もしくは託送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

③ 入札書は、封かんのうえ、入札参加者の氏名（グループ名及び代表企業の氏名）を表記し、入札公告に示した時刻までに、入札書を提出しなければならない。入札公告に示した時刻までに到着しないものは無効とする。

④ 入札書の提出にあたっては、第二次審査提出書類とは別に、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札参加者の商号又は名称（応募者名及び代表企業の名称）、事業名及び開札日時を記載し、表封筒及び中封筒に各々封緘をして、支出負担行為担当官関東地方整備局長　石原　康弘あての親展で提出しなければならない。

⑤ 入札書を提出するに当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参しなければならない。

⑥ 入札参加者は、代理人（入札参加者により完成された入札書を伝達する使者は含ま

ない。）をして入札させるときは、その委任状を「様式集」（添付９）に従い作成し、提出場所に持参させなければならない。

⑦　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

⑧　入札参加者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条第１項の規定に該当する者を入札代理人にすることができない。

⑨　入札をした者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（２）入札の辞退

入札参加者は、入札執行の完了（入札書及び第二次審査資料の提出をいう。）に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合は「様式集」（添付９）に定める入札辞退届を５．の場所に直接持参することにより、申し出るものとする。

（３）公正な入札の確保

①　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

②　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

③　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（４）入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（５）入札価格の記載

入札価格の算定方法については、「国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業 事業費の算定及び支払い方法」（以下「事業費の算定及び支払い方法」という。）（添付５）を参照すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった契約希望金額（消費税等を含む）を入札書に記載すること。

(６) 入札執行回数

入札執行回数は、原則として２回を限度とする。なお、２回目の入札の執行は、契約担当官等が指定する日時に行う。

１１．　第二次審査提出書類⑤提案書の取扱い

（１） 第二次審査提出書類⑤提案書の取扱い・著作権

① 著作権

第二次審査提出書類⑤提案書（以下、「事業計画書」という。）の著作権は、入札参加者に帰属する。なお、本事業の公表その他関東地方整備局が必要と認めるときは、関東地方整備局は事業計画書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の事業計画書については、本事業の公表以外については使用せず、落札者決定後、落札者以外の入札参加者の事業計画書については返却する。

② 特許権等

事業計画書の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

（２） 関東地方整備局が提供する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

（３） 複数の事業計画書を提出することはできない。

１２．　入札保証金及び契約保証金

（１） 入札保証金　免除する。

（２） 契約保証金　納付する。

事業者は、施設整備業務の履行を確保するため、本施設の引渡し日までを期間として、次の①から③のいずれかの方法による事業契約の保証を付すものとする。

① 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の９第１項に基づく契約保証金の納付

② 会計法第29条の９第２項に基づく契約保証金に代わる有価証券その他の担保の提供

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、国が確実と認める金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和

27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証

③　会計法第29条の９第１項ただし書きに基づく契約保証金の納付に代わる担保の提供

ア　債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

なお、契約保証金の金額、保証金額又は保険金額は、本施設の施設費のうち、調査・設計費、工事費、工事監理費及び調整マネジメント費（設計段階・工事段階）に相当する額の 10 分の１以上とする。

１３．　開札

（１）日　時：令和２年１月 31 日（金）11 時 00 分

（２）場　所：〒330-0081　埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
さいたま新都心合同庁舎２号館５Ｆ　記者会見室

（３）その他：入札者（応募者の代表企業）又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。

入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

１４．　入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

（１）入札公告等に示した競争参加資格のない者のした入札

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札書提出後開札の時までに４.に掲げる資格を失ったもの、又は、開札の時において４.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

（２）委任状を持参しない代理人のした入札

（３）入札参加表明書に記載された応募者の代表企業以外の者のした入札

（４）入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札

（５）記名押印を欠く入札

（６） 金額を訂正した入札

（７） 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札

（８） 明らかに連合によると認められる入札

（９） 同一事項の入札について他の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（１０） その他本件入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

１５． 落札者の決定方法等

(1) 落札者の選定方式

落札者の決定にあたっては、総合評価落札方式（会計法（昭和 22 年法律第 35 条））第 29 条の６第２項及び予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 91 条第２項）を採用する。

また、本事業は、1994 年４月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定及び 2012 年３月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改定された協定の対象であり、入札手続は「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（昭和 55 年政令第 300 号）に基づいて実施する。

(2) 事業者の選定体制

有識者等委員会において、入札参加者が提案する事業計画に対する評価についての調査審議を委ね、関東地方整備局は有識者等委員会の調査審議結果を受けて、総合評価落札方式により事業者を選定する。

有識者等委員会の委員構成は以下のとおり。

小澤　一雅	東京大学大学院　工学系研究科
勝地　　弘	横浜国立大学大学院　都市イノベーション研究院
難波　　悠	東洋大学大学院　経済学研究科公民連携専攻
前田　　博	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
山口　直也	青山学院大学大学院　会計プロフェッション研究科

（五十音順、敬称略）

なお、入札参加者は、開札まで有識者等委員と接触してはならない。

（３）落札者の選定方法

関東地方整備局は、以下の手順により本事業の実施に携わる事業者を選定する。

①　第一次審査

第一次審査は、入札参加者が、関東地方整備局における一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることや同種工事の実績を有すること等の競争参加資格を有しているかについて審査を行う。

②　第二次審査

第二次審査は、上記（３）①において本事業を実施するために必要な競争参加資格を有すると確認された応募者から、本事業に関する提案を受け、総合評価落札方式により民間事業者を選定するため、入札参加者が策定した事業計画の提案内容を評価するものであり、「国道 1 号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業 事業者選定基準」（以下「事業者選定基準」という。）（添付６）に定める評価項目及び得点配分により評価する。

関東地方整備局は、入札参加者が提出した第二次審査提出書類について、資料作成の不備の有無を確認し、入札参加者が策定した事業計画書の評価についての調査審議を有識者等委員会に委ねる。

事業計画書の提案内容（以下、「事業提案」という。）の評価は、「事業者選定基準」（添付６）に定める各評価項目について、評価に応じた得点を付与する。

関東地方整備局は、事業提案の評価に関する有識者等委員会の調査審議結果の報告に基づき、資料作成の不備がある提案、及び要求水準を充足しない評価項目がある提案を不採用とする。

なお、審査過程において第二次審査提出書類を提出した入札参加者にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの実施日時は追って通知する。

③　開札

関東地方整備局は、採用となった事業計画書を提案した入札参加者による入札価格と予定価格を比較し、入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。

なお、開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業計画書のうち資金調達及び収支計画の変更を行ったうえで、再度入札を行う。

④　総合評価

ア　入札参加者は入札書及び事業計画書をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、イによって得られる内容点と価格点を合計した数値（以下「総合評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ　入札参加者からの事業提案を「事業者選定基準」（添付６）に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分

は採点対象としない。

a　内容点評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、事業提案がより優れていると認められるものは、その程度に応じて得点（最高点700点）を付与する。

b　最低入札価格を当該入札参加者の入札価格で除した数値に得点を乗じた価格点（最高点300点）を付与する。

ウ　上記アにおいて、総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑤　入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後、速やかに入札参加者に対して通知するとともに、官報掲載及び関東地方整備局のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

なお、ＰＦＩ法第 11 条に規定する客観的評価については、関東地方整備局が落札者と基本協定を締結した後に公表する。

１６．　基本協定の締結

落札者は、落札決定後７日以内に、関東地方整備局を相手方として、「国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）（添付７）により、基本協定を締結しなければならない。

ただし、関東地方整備局の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

１７．　ＳＰＣの設立等

落札者は、本事業を実施するため、会社法に定める株式会社としてＳＰＣを契約締結時までに設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が４．（１）③に示す一定の要件を満たす場合はこの限りではなない。

なお、落札者等のＳＰＣに対する出資に関する詳細については、「基本協定書（案）」（添付７）を参照すること。

ただし、ＳＰＣを設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、「国道１号東小磯電線共同溝ＰＦＩ事業共同企業体協定書（甲）」（添付８）を締結すること。

１８．　事業契約の締結

(1) 契約書作成の要否等

「事業契約書（案）」（添付１）により、作成するものとする。

(2) 契約書作成の要否等

事業者は、落札決定の翌日から令和２年３月 30 日までに、関東地方整備局（支出負担行為担当官関東地方整備局長）を相手方として、「事業契約書（案）」（添付１）により事業契約を締結しなければならない。

ただし、関東地方整備局の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

事業契約の証として事業契約書２通を、作成し、そのうち１部に事業者の負担で収入印紙を貼り付けの上、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。事業契約書には、事業契約書別紙のほか、事業契約に関連する全ての書類を添付する。事業契約にかかる書類の一切は、事業者が用意すること。

(3) 契約金額

契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする。

１９．　提示資料の貸与等

本事業において貸与資料の貸与を受ける者は、守秘義務の遵守に関する誓約書及び貸与資料申込書を提出しなければならない。守秘義務の遵守に関する誓約書及び貸与資料申込書は、「様式集」（添付９）に従い作成すること。

（１） 受付期間：令和元年 9 月 20 日（金）から令和元年 12 月 16 日（月）までの休日を除く毎日、午前９時 15 分から午後５時 00 分まで。

（２） 提出先：５．に同じ

（３） 貸与形態：電子媒体（DVD）

（４） その他：守秘義務の遵守に関する誓約書及び貸与資料申込書は、提出先へ持参すること。破棄の際には、破棄義務の遵守に関する報告書を持参すること。

２０．　手続きにおける交渉の有無

無。

２１．　支払条件

「事業費の算定及び支払い方法」（添付５）を参照すること。

２２．　土木工事保険等付保の要否

「事業者等が付す保険等」（添付３）を参照すること。

２３．　本事業に係る業務以外で、本事業に直接関連する業務に関する他の契約を本事業の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無。

２４．　苦情申し立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成７年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府調整局政府調達苦情処理対策室内政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03－3581－0381(直通)）に対して苦情を申立てることができる。

２５．　関連情報を入手するための照会窓口

５．に同じ。

２６．　その他

（１） 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 入札参加者は、本入札説明書を熟読し、かつ、遵守すること。

（３） 入札をした者は、入札後、本入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

（４） 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、「指名停止措置要領」に基づく指名停止等を行うことがある。

（５） 事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。

（６） 事業提案を認めることにより、落札者の責任が軽減されるものではない。

２７．　添付書類

本入札説明書の添付資料は次のとおりである。

添付１　事業契約書（案）

別紙１　契約金額の内訳

別紙２　用語の定義

別紙３　事業者等が付す保険等

別紙４　業績等の監視及び改善要求措置要領

別紙５　事業費の算定及び支払方法

別紙６　不可抗力による費用分担

別紙７　再計算の利息の算定にかかる割賦利率

添付２　要求水準書

別紙１　事業対象区域図

別紙２　ア　調査・設計業務・イ　工事業務・ウ　工事監理業務・エ維持管理業務の対象範囲

別紙３　（様式削除）

別紙４　工事関係書類一覧表

別紙５　品質証明書

別紙６　証明書

別紙７－１～９　規格

別紙８　設置様式

別紙９－１　建設発生土搬出のお知らせ

別紙９－２　記入例

別紙１０　舗装施工データシート

別紙１１　BIM/CIN 実施計画書（案）

添付３　事業者等が付す保険等

添付４　業績等の監視及び改善要求措置要領

添付５　事業費の算定及び支払方法

添付６　事業者選定基準

添付７　基本協定書（案）

添付８　共同企業体協定書（甲）（案）

添付９　様式集および記載要領

添付 10　入札時積算数量書

添付 11　見積参考資料